

16. 公害防除施設整備資金利子補給制度

16. 公害防除施設整備資金利子補給制度

一宮市では、中小企業者に対する助成措置として利子補給制度を設けている。

この制度は、公害を防止し、良好な生活環境を保全するため、市が公害防除施設として適当と認めたものに対し、利子の1000分の855（平成15年度以前の申請については10分の9）を助成する制度である。

この助成を受けるためには、商工業振興資金又は国民生活金融公庫の融資を受けることが、前提となっている。

平成18年度の利子補給金額は、270,448円で助成対象は3件となっている。この利子補給実績は、表-57に示すとおりである。

表 - 57 利子補給実績

(単位：円)

年度 公害の種類	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
騒音・振動			(1件) 28,000,000		
利子補給額	(6件) 201,227	(6件) 118,106	(5件) 265,105	(3件) 344,483	(3件) 270,448

※ 上欄は、年度別の借入額と件数を示す。
利子補給額欄は利子補給額と件数を示す。

○ 愛知県環境対策資金融資制度

愛知県では、公害防止を促進し、良好な生活環境を保全するために、県が適当と認めた環境対策のための施設整備又は低公害車等の購入に必要な資金を融資する制度を設けている。中小企業者を対象とし、公害防除施設5,000万円、工場移転7,000万円、低公害車等3,000万円、地球温暖化対策施設5,000万円を融資限度（対象経費の90%以内）で、返済方法は1年据置の7年以内である。

また、この貸付に対する資金に要した利子についても、県から利子補給金を受けられる。

表 - 58 愛知県環境対策資金融資対象施設

1 県内の工場・事業場の公害を防止するために必要な施設の設置及び改善に要する経費		
融 資 対 象	施 設 例	
大 気 汚 染 関 係	集じん施設、有害ガス（特定フロン等含む）除去施設、排煙脱硫施設、低NO _x 燃焼装置	
水 質 汚 濁 関 係	汚水処理施設、加圧浮上処理施設、地下水汚染防止施設、合併処理浄化槽	
騒音・振動関係	防音施設、防振施設	
地盤沈下関係	水源転換施設、水の循環施設、水の再生使用施設	
土 壌 汚 染 関 係	汚染土壌処理装置、遮断層	
悪 臭 関 係	燃焼施設、洗浄施設、吸着施設	
産業廃棄物関係	脱水施設、焼却施設	
測定機器関係	水質自動計測機器、排水流量計、SO ₂ 測定装置	
2 現在地での公害を防止することが困難なため、移転先で公害防止に必要な措置を講じて工場・事業場を移転（県内に限る。）する場合の経費 ただし、産業廃棄物処理業者を除く。		
3 事業の用に供する低公害車等の購入に要する経費（新車に限る。）		
(1) ディーゼル車を買換えるための購入資金		
区 分	廃 車 予 定 車 両	購 入 予 定 車 両
排出ガス規制	最新排出ガス規制より前の規制	最新排出ガス規制適合車
燃 焼 方 式	ディーゼル	ディーゼル、ガソリン、LPG
最大積載量等	1t以上の貨物自動車 11人以上の乗合自動車	同左 (最大積載量等は1.5倍までとする。)
(2) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車又はハイブリッド自動車又は低排出ガス認定車かつ低燃費車の購入資金		
4 地球温暖化対策のために必要な太陽光発電等新エネルギー施設の設置及び工場の屋上緑化等に要する経費		

一宮市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公害防除施設の整備に必要な資金として、一宮市商工業振興資金又は国民金融公庫の融資を受けて公害防除施設の整備を行うものが、金融機関等に支払う利子の一部を当該年度の予算の範囲内で補助する利子補給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この要綱の補助の対象となるものは、市内の工場又は事業場から発生する公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。以下同じ。）を防除するために必要な機械、装置又は工作物の整備その他市長が必要と認める施設の整備（以下「機械の整備」という。）に要する経費を、自己資本によって行うことが困難なため融資を受けたものとする。この場合において、補助対象の適否を審査するため、市長が特に必要があると認めるときは、一宮市公害防除施設整備資金利子補給審査会を設置し、同審査会において審査することができる。

(補助に伴う条件)

第3条 利子補給対象額の限度は、一宮市商工業振興資金融資制度に定める融資限度額の範囲内とする。

(補助の申込み)

第4条 補助の申込みを希望するものは、あらかじめ公害防除施設整備計画書（様式第1）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 公害防除の具体的な内容を記載した書面（1通）
- (2) 公害防除施設整備工事見積書、仕様書、カタログ、平面図及び配置図（1通）
- (3) 法人については、最近1期分の決算書（1通）
- (4) 前3号のほか、市長が必要と認める書類

2 前項の補助の申込みをしたものは、公害防除の整備が完了した後7日以内に公害防除施設整備完了届（様式第2）を市長に提出しなければならない。

(補助の額)

第5条 補助金の額は、借受人が当該年度中に支払った当該融資（機械等の整備に要する費用に係る部分に限る。以下同じ。）に係る利子（以下「支払利子」という。）の額（借受人と取扱金融機関との間の約定により計算した当該融資に係る利子の額で当該年度中に支払わなければならない額を限度とする。）に1000分の855を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

2 当該工場又は事業所を市外へ移転する場合は、補助対象融資に係る利子の総額（借受人と取扱金融機関との間の約定により計算した当該融資に係る利子の額をいう。）に1000分の855を乗じて得た額（円未満切捨て）を一括して補助することができる。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、公害防除施設整備資金利子補給補助金交付申請書（様式第3）に補助金計算書（様式第4）及び支払利子実績報告書（様式第5）（当該工場又は事業所を市外へ移転する場合は、当該融資に係る償還表）を添えて3月31日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第6）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けたものは、当該補助金の請求書（様式第7）を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(補助金の決定の取り消し等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 融資金の返還を命ぜられたとき。

(3) この要綱の規定又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

(準用規定)

第10条 この要綱に定めのない事項については、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18条）の規定を準用する。

(雑 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項については別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

(一宮市公害防除施設整備資金利子補給審査会要領の廃止)

2 改正前の一宮市公害防除施設整備資金利子補給補助交付要綱の規定によりなされた利子補給は、この要綱の相当規定によりなされた利子補給とみなして、この要綱の規定を適用する。

付 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定の適用については、平成16年4月1日以後に補助金の交付決定がなされたものについて適用し、同日前に補助金の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。